

内閣総理大臣 安倍晋三殿

法務大臣 金田勝年殿

テロ等準備罪法案に反対します

2017年6月14日

日本福音同盟（JEA）社会委員会委員長 上中栄

私ども日本福音同盟社会委員会は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が、5月19日に衆議院法務委員会で強行され、現在審議中の参議院法務委員会でも今月中旬には強行が行われようとしていることを深く憂慮します。

私どもは、自由と平和を愛するキリスト教会の連合体として、人間の尊厳を守るために立てられた政府の本来の姿を願いつつ、日本国憲法が保障する思想・良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、言論・表現の自由（21条）に基づき、以下の理由を挙げて反対を致します。

1. 同法案は警察の恣意的逮捕・取り調べを可能にし、人権の著しい侵害をもたらします。

刑法の既遂処罰の原則に対し、同法案が広範囲にわたって処罰の対象とする事柄は、人の心の中の合意という人の内面にまで踏み込むものであり、法体系を根本的に転換するものです。

捜査機関による人の内面の合意（共謀）の取り締まりは、市民のプライバシーの侵害を含む監視行為を通常の職務活動とするばかりでなく、その範囲も捜査機関の恣意的な判断によるものとなります。それは私たちの自由な宗教活動を威嚇・萎縮させるものとなることは、歴史が証明するところです。

また同法案には「組織的犯罪集団」の定義がなく、宗教団体に対しても性格が一変したとみなされれば「組織的犯罪集団」として捜査の対象となり得ることとなり、冤罪が拡大することになります。

2. 政府答弁が治安維持法下の権力の濫用を「適法」と認識していることは大きな問題です。

かつての治安維持法は、人の内面に踏み込むばかりでなく、取り締まり対象を宗教団体、学界、教育者、出版編集者、政府機関等にまで拡大するという、権力の暴走を許すものでした。キリスト教界では、1942年にホーリネス系教会の教義が国体を否定するとされ、134名もの教職者が検挙され、獄死者も出ました。

これら歴史の事実に対し金田法務相は、6月2日の衆議院法務委員会において、治安維持法は適法に制定されたものであり、同法違反の罪にかかる拘留・拘禁、刑の執行も適法に行われたものと答弁しました。これは、法律さえ制定されれば捜査機関のどのような権力の濫用も人権侵害も「適法なもの」として何ら歯止めをかけるつもりもないと宣言したに等しいことです。実際に同法案には捜査機関に対する捜査手法への具体的な縛りに対してほとんど規定を設けておりません。同法案によって、治安維持法下で起こった権力の濫用と広範囲な人権侵害が繰り返されることが危惧されます。安倍晋三首相の祖父岸信介氏も1941年の企画院事件にて商工次官を辞任せられた治安維持法の犠牲者であった事実を思い起こして頂ければと存じます。

3. 同法案は市民を被害者にするだけでなく加害者にもします

警察の恣意的な逮捕が可能となれば、見せしめに効果によってますます自由な意見や思想信条、更には信仰の表明さえも委縮させます。また公権力によって弾圧の被害者となるだけでなく、市民自らが、弾圧された者を社会から排除する弾圧の加害者になります。先の治安維持法下のホーリネス弾圧時、キリスト教会内でも起きたことです。同法案は、市民を被害者のみならず加害者にもするものです。

以上の理由により、同法案に反対しの審議未了廃案を切に求めます。